

介護保険住宅改修における「受領委任払い」制度

住宅改修費の支給方法は、受領委任払いと償還払いです。

（受領委任払い）

利用者は1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）分だけを施工事業所に支払い、9割（一定以上の所得のある方は8割又は7割）は各区介護保険室から直接施工事業所に支払います。（平成19年10月1日より）

※受領委任払いでの住宅改修を希望する場合、あらかじめ市に登録した事業所の中から施工事業所を選択することとなります。登録事業所の名簿は、各区介護保険室窓口で配布及び千葉市介護保険管理課ホームページで公開を行っています。

（償還払い）

利用者が工事費用の全額を施工事業所に支払った後、対象となる工事（上限20万円）の9割（一定以上の所得のある方は8割又は7割）分を各区介護保険室に申請することにより支給を受けます。

例 20万円の改修を行った場合

（受領委任払いの場合）

利用者は2万円（一定以上の所得のある方は4万円又は6万円）のみを施工事業所に支払い、申請の際、施工事業所に給付費の受け取りを委任する手続きを行えば、残りの18万円（一定以上の所得のある方は16万円又は14万円）は、施工事業所に対して支給されます。

利用者が支払う額が当初から軽減されるため、償還払いでは一時的な負担が厳しいという方でも利用することができます。

（償還払いの場合）

利用者は、一旦20万円を施工事業所に支払い、利用者が市に申請することにより、利用者に対して18万円（一定以上の所得のある方は16万円又は14万円）が支給されます。